

香芝市告示第42号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定に基づき固定資産の価格等を決定したので、同法第411条第2項の規定により、固定資産税課税台帳に登録した旨を公示します。

令和6年4月1日

香芝市長 福岡 憲宏